

令和8年度

姫路市産業振興施策のご紹介

企業立地支援メニュー編

企業立地を促進します

問い合わせ先 姫路市企業立地課 TEL.079-221-2515



● 企業立地促進制度

工場などを新設・増設・移設・更新する場合に活用することができます。更新は中小企業でかつ製造業に限ります。

● 対象要件

① 工場等

対象業種	投下固定資産総額		新規の正規雇用者数または転勤者数		立地場所
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
①製造業	5億円以上	3千万円以上	なし(※)	なし(※)	工業地域 工業専用地域 準工業地域など
②道路貨物運送業・ 倉庫業	5億円以上	5千万円以上	9人以上	2人以上	

※ 新設の場合は、投下固定資産総額もしくは新規の正規雇用者等のいずれかの要件で足りります。(人数は下段と同じ)

● 工事着手日の原則30日前までに申請が必要です。(工事着工日以降の申請はできません。)

② 本社事務所

市内に「本社事務所を移転」または市内の「本社を拡充」する事業で、新增設する建物の延べ床面積が500㎡以上純増かつ常用雇用者10人以上(市内本社拡充の場合は20人以上)が従事し、かつ以下のいずれかに該当する場合

- 地域再生法の認定を受けたもの
- 兵庫県産業立地条例に定める「本社機能立地事業」の認定を受けたもの
- 上記a.b以外で登記上の本社本店であり全社的な業務を担当するもの

③ 大規模雇用事業所

「一定規模以上の従業員」が従事する床面積1,000㎡以上の施設を新設する事業で、以下のいずれかに該当する場合

- コールセンター又は配送センター等で従業員100人以上のもの
- 理学、医学・薬学研究所等で従業員50人以上のもの

※ 従業員については正規・非正規に関わらない

● 奨励措置

種類	工場設置奨励金	事業所奨励金	雇用奨励金
奨励期間	6年間 ①工場等のうち主力製造工場・成長産業・積極雇用で新たな建物建設を伴うもの 4年間 ①工場等のうち新たな建物建設を伴うもの ②本社事務所を設置するもの ③大規模雇用事業所を設置するもの 2年間 ①工場等のうち上記以外のもの		3年間
奨励金額	大企業 固定資産税相当額の3/5 中小企業 固定資産税相当額	事業所税資産割相当額の3/5 事業所税資産割相当額	新規の正規雇用者 1人につき30万円 (女性については30万円を上乗せ)※
限度額	7億円(これまで工場等に用いられていなかった土地の場合は15億円)		

● 主力製造工場とは研究所及び本社機能を併設する工場

● 成長産業とは国の規定による特定重要物資、県の規定による重点立地促進事業、6次産業化事業、その他市長が認めるもの

● 積極雇用とは20人以上(中小企業にあつては5人以上)の新規雇用された常用従業員等を操業開始日から1年以上継続して雇用しているもの

※ 雇用奨励金の対象者は新規に正規雇用された姫路市民に限ります。

オフィスの新設等を推進します

オフィス立地促進補助金制度

企業等が姫路市内の空きオフィスビル等を賃借し事業所の新設又は増設を行う場合に、その経費の一部を助成します。兵庫県においても補助制度があり、併用できる場合があります。

● 対象事業

兵庫県産業立地条例に基づく立地促進事業を行う事業所

● 雇用要件(いずれかに該当する場合)

- ・新規正規雇用又は市外からの転勤者で、若者(18歳～29歳の者)又は女性が3人以上いる
- ・新規正規雇用又は市外からの転勤者が5人以上(大企業の場合は10人以上)いる

● 奨励措置

(1)賃借料

補助対象経費の1/4以内(月額750円/㎡、年度100万円が上限で3年間)

※ ただし、若者(18歳～29歳の者)又は女性が3人以上いる場合は1/2以内(月額1,500円/㎡、年度200万円が上限で3年間)

(2)改修費等

補助対象経費の1/4以内(100万円が上限)

(3)雇用補助

市内及び連携協約を締結した自治体に住所を有する①新規正規雇用又は②市外からの転勤者1人につき年度15万円

(年度2,000万円が上限で①は3年間、②は1年間) ※ ただし、18歳～29歳の者については1人につき年度15万円を上乗せ

イノベーション拠点開設支援

次世代成長産業分野において高度技術を活用した事業を行う企業が新たに市内で事業所を開設する場合に、一定の要件を満たせば賃料等の一部を補助する制度です。

● 補助対象者

新エネルギー等次世代成長産業分野において高度技術を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める3年以上の事業計画を有し、市内において新たに事業所を開設する事業者。

● 対象経費と補助金額(県と市の合計)

	補助率	上限	期間
賃料	1/2	90万円/年	3年間
人件費	定額	200万円/人・年	3年間
改修費	1/2	100万円(※1)	開設時のみ
備品・ソフトウェア取得費	1/2	50万円	開設時のみ

※1 空き家、空き店舗活用の場合、プラス100万円

※ 兵庫県と姫路市の両方への申請が必要

※ 募集期間等については、ホームページ等で別途お知らせします。



工場用地ライブラリー制度

工場用地を必要としている方(需要者)と未利用地を所有している方(供給者)にそれぞれの土地の情報を登録していただき、土地のマッチングを行う制度です。

地域未来投資促進法による支援制度

地域未来投資促進法に基づく本市基本計画に沿った事業を行う場合に、兵庫県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けることで、地域未来投資促進税制の適用や日本政策金融公庫の制度融資など、支援制度を受けられる対象となります。また、市街化調整区域や農業振興地域であっても工場等の建設が可能となりました。条件の詳細は企業立地課へお問い合わせください。

※ 地域経済牽引事業計画の策定にあたっては、計画段階で兵庫県又は姫路市に相談してください。

※ 日本政策金融公庫の制度融資については、兵庫県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合でも、公庫による融資審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

工場の緑地面積率を最大5%に緩和しています。

● 敷地面積1,000㎡～9,000㎡未満の工場

用途地域	緑地面積率 (緩和前20%以上)
工業専用地域、工業地域 市街化調整区域	5%以上
準工業地域	10%以上

※ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例の対象工場

● 敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場

用途地域	緑地面積率 (緩和前20%以上)	環境施設面積率 (緩和前25%以上)
工業専用地域、工業地域 市街化調整区域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上

※ 工場立地法の対象工場